

1、第 7 回の本人尋問！浪江・楡葉・富岡・広野のみなさんから

平成 28 年 6 月 15 日に実施された避難者訴訟第 17 回期日は、原告本人尋問の第 7 回であるとともに、今後の法廷の予定について、意味ある方向性が示された期日でした。

よい法廷だったと思います。傍聴したみなさんもお疲れになったと思います。尋問を受けた 4 名の原告の方、そして担当弁護士のみなさん、お疲れ様でした！

2、意見陳述と進行協議－裁判所、山木屋検証の方向性を明言

(1) 今回の裁判は、一番最初に「意見陳述」、そのあと原告本人尋問に突入。午前中でほぼ 2 名が終った段階で休憩し、午後には 2 人目の補充を少しだけ行い、残る 2 名の原告の本人尋問が行われました。法廷終了後、今後の裁判の方向性を協議する進行協議が行われました。

(2) 意見陳述は、準備書面 199 の要旨を述べるもので、これは山木屋地区の特色について述べる準備書面 175 の補足という書面でした。弁護団から鳥海準弁護士が弁論しました。山木屋地区の生活が「自然環境との共生」「地域住民との共生」という要素によって支えられたものであることについて論ずるものでした。山木屋地区の生活の実相を浮き彫りにし、それを奪われた被害について裁判所に思いをめぐらすことを求めるものでした。

この陳述を受けて、鈴木堯博弁護士が、既に求めている山木屋地区の検証について早期に、今年の 11 月ころには実施してもらいたい旨を意見として述べました。

(3) そのあと尋問に入りましたが、尋問終了後行われた進行協議の席上、裁判長は、「11 月に山木屋地区の検証を実施したいと考えている」との発言がありました。

これまで原告団、弁護団が求めてきた検証を裁判所が実施するとの発言があったことは訴訟にとって大きな前進です。

裁判所は、進行協議の席では、あわせて、前回の期日の際裁判所が提示したスケジュール(原告本人尋問の最終実施は平成 29 年 6 月。今年の 7 月と 9 月に、現地検証を行う。裁判体を 1 名と 2 名に分割して、8 月以降、2 カ月おきに同時並行で 10 名の原告本人尋問を実施する)のとおりに進めていきたい旨の発言も

ありました。被告東電もこれに同意している状況です。

以上を踏まえ、7月22日、9月30日の2期日で検証を行うこと、7月は、いわき市の仮設住宅と檜葉町・広野町の検証を行い、9月30日は、双葉町・浪江町・南相馬市小高地区の検証の実施の方向性が確認されました。また、今回の法廷は、8月24日に、10名の原告の尋問を実施するという前提でスケジュールが提示されました。今後、原告側から、どの原告の尋問を実施するかを伝えていき、具体的準備に入ることになりました。

(4) 今日一番時間をとったのは、7回目となる原告の尋問です。

今回は出身地がバラバラで、それぞれの地域の特色が際立つ4名の原告の方の尋問になりました。浪江町のKさん（担当、深井剛志弁護士。主尋問時間60分）、檜葉町のIさん（担当、田邊一隆弁護士。主尋問時間45分）、富岡町のWさん（担当、広田次男弁護士。主尋問事件60分）、広野町のHさん（担当、高橋力弁護士。主尋問事件60分）でした。

3、尋問で明らかになったこと

これまでと同様、原告のみなさんはそれぞれ、素晴らしい証言をしました。

(1) Kさん（浪江町）は、結婚して嫁いで4年の生活であったけれども、地域住民との生活や、農作業などを通じて、浪江の地の墓に入りたいふるさどになったこと、3頭の犬たちをわが子同様にかわいがっていたこと、Kさんの居住地域は、津波被害の及んだ場所であり、自宅はそれによって被害を受けたものの、原発事故のせいで自宅に戻ることができず、犬たちを探すことも、損壊した自宅や家財の状況を確認することもできなかったことの無念を語りました。

とりわけ、驚いたのは、そうした無念のストレスが、「買い物依存症」という形で表れていることでした。お皿やコートを何十枚、何十着と購入してしまうという形で、不安やストレスがあらわれる。「帰りたい。でも放射能で汚染された土地で農業はできないし、帰れない。このやり場のない気持ちをどこに持っていったらいいのか、わからない。」という、絞り出すような証言が心に残りました。

(2) Iさん（檜葉町）は、「ふるさととは、山や川もそうだが、思い出とか、地域と、人と人のつながり、そういったもの全体を言うのだと思う」と語りました。そして、檜葉町の人とのつながりが大好きで、それが雲散霧消してしまったことのくやしさを語りました。

Iさんは、3人のお子さんの苦しみにについても語り、地元で就職したいと考えていた長男がそれがかなわなくなってしまい現在は群馬県で一

人暮らしていること、放射能のためか事故後一度も檜葉に戻ろうとしない二男のことなどに触れ、「子どものことを考えるときが一番つらい」と語りました。しかし、そういうIさん自身が、自らは檜葉町への思いゆえに、来年春の帰還を予定しているが、現在の檜葉町が震災前にあった地域とは違うものになってしまっていること、それは、農業の街であるのに田植えがされておらず、フレコンパックが積みあがっていること、地域の人たちは戻っていないことに見て取れること、変わり果てた檜葉が早く戻ってほしいこと、子どもたちに帰ってきてくれとは言えないが、子どもたちが自分の意思で檜葉に帰ってきてくれることを願っていることなどを語ったその姿に、Iさん自身の悔しさを感じました。

- (3) Wさん(富岡町)は、「糶屋」という味噌販売店を経営していたこと、この「糶屋」にかけてきた人生と、それを奪われたくやしさを中心に証言をしました。

Wさん自身、教員としての職を捨ててこの「糶屋」の事業を行い、それにいかに精魂を傾けていたかを語りました。とくに、後継者問題で悩んでいた際、婿養子を迎える形で二女とその結婚相手が後継者になってくれることになったことについて語った際には、感極まってグッと涙があふれだす状況は、感動的でした。後継者としての道筋が見えてうれしかったこと、しかしその若い二人の決意が本件事故によって台無しにされたことを思って、思わず涙があふれたのだと思いました。

Wさんは、傍から見ても、「強い一家の家長」としてのプライドを持たれている方です。家族のためにと、家族との生活を大事にしながら、ひたすら事業の成功のためにまい進されたことを台無しにされ、どれほどプライドを傷つけられたことでしょう。

家族5名が協力し合って築いてきた共同生活も破壊され、そのふるさとに帰りたいかと孫に問いかけたところ、孫が、「当たり前でしょ、行きたいに決まっているでしょ」と答えた、という証言も心に残りました。

- (4) 最後のHさん(広野町)は、広野町で薬剤師として活動してこられ、現在、広野町で唯一開業している薬局を運営されている方です。

親が創業した地域の薬剤師としての責任感から、現在双葉郡でも唯一の薬局を開業しておられます。

それでも、Hさん自身は、広野町に帰郷したわけではなく、いわき市から通う日々。放射能の恐怖のため、広野町に居住することはできないのです。自宅周辺で10マイクロシーベルトの数値が出たときには、「ああ、ここには住めない」と思ったというのです。

薬局を開業しながら、日々広野町の状況を見聞しているHさんの証言は、広野町が、かつての広野町の風景を失ったことをリアルに語る証言でもありました。薬局を復活させたころには、「あぶくま信用金庫と、病院と、うちの薬局の3件しかあいておらず、ヒューって風が吹いていく感じ」であった、と述べられました。今の広野町は、除染作業員が多数あふれ、「怖い」思いをする状況であること、子どもたちがいなくなったこと、建物は復旧しても町の人がいないので生活必需品などの購入もできず、町の状況が変わり果ててしまっていることを証言されました。「ふるさとが変容してしまった」という内容を裏付ける証言として、極めて貴重な証言でした。

4、今後

今後は、まず7月22日の検証です。

そして8月以降の尋問は、これまでの1日3、4人のペースから、一挙に10人のペースで行われるスピードアップとなります。

担当弁護士との間で何をどのように話すか、打ち合わせの準備も必要です。原告のみなさんと一緒に、尋問を成功させていきたいと考えています。よろしくご協力のほど、お願いいたします。

次々回は、2016年8月24日（水）、午前10時から。次回は10名の原告の尋問を予定しています。

以 上